

年金定期預金「はじめまして年金」

(2026年4月1日現在)

商品名	年金定期預金「はじめまして年金」	
対象	当金庫で公的年金の受取を開始されるお客様 ※受取金融機関変更を含みます。 ※お一人様につき1回限りお申しいただけます。	
対象となる年金	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給 ※国民年金基金、厚生年金基金、企業年金等は対象外です。	
ご利用の条件	お申込みの際、以下の条件を満たされた方が作成いただけます。 ①年金請求書、年金受給権者受取機関変更届等を当金庫に提示いただくこと ②当金庫で年金受取開始後、2カ月以内に作成いただくこと ③新たなご資金でのお預け入れであること 当金庫で既に預入いただいている定期預金の中途解約資金や流動性預金(普通預金等)からご出金された資金での作成は対象外となります。 ④京都信用金庫アプリ「てのひら京信」をご利用いただいていること	
期間	6カ月	
種類	自動継続式	
預入金額	30万円以上500万円以下(1円単位) ※お一人様500万円を上限とさせていただきます。	
利息	適用金利	固定金利(預入時に通帳に表示する金利を満期日まで適用します)
	計算方法	付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算
	利払方法(頻度)	満期日以後に一括して支払います。
税金	利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
手数料	—	
満期前解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金金利により預入日から解約日の前日までの日数で計算した満期前解約利息とともに支払います。	
満期日の取扱い	預入時の適用金利は初回満期日までとし、自動継続後の適用金利は継続日におけるスーパー定期6カ月もの金額階層別店頭表示金利を適用します。	
金利情報の入手方法	金利については窓口までお問い合わせください。	
苦情処理措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話075-211-2111)にお申出ください。	
紛争解決措置	紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。	

<p>その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる年金をお受け取りいただいている店舗、もしくは、お受け取りを開始される店舗のみでの取扱いとさせていただきます。(複数店舗での取扱いはできません。)</li> <li>・本商品は店頭窓口限定商品となります。京都信用金庫アプリ「てのひら京信」での預入はできません。</li> <li>・その他金利優遇サービスによる定期預金金利上乘せの重複適用はありません。</li> <li>・通帳式のみでの取扱いとなります。</li> <li>・「総合口座」の担保定期預金に組み入れることができます。(貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.5%上乘せした金利)</li> <li>・マル優利用資格を有するお客様はお申出によりマル優の取扱いができます。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。</li> <li>・預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。</li> <li>・金融情勢によっては、商品内容の変更もしくは、取扱いを中止する場合があります。</li> </ul>
---------------------	---